

北 九 州 市
新型インフルエンザ
対策マニュアル

総 括 編

平成 2 0 年 1 2 月

平成 2 1 年 5 月 改訂

北 九 州 市

目 次

【総括編（基本方針）】

第 1 章 新型インフルエンザの概要

第 1	新型インフルエンザに関する共通の知識と認識を持つために・・・	1
第 2	新型インフルエンザとは・・・	1
第 3	通常のインフルエンザと新型インフルエンザの違い・・・	2
第 4	過去に流行した新型インフルエンザの状況・・・	3
第 5	インフルエンザウイルスの感染経路・・・	4
1	主な感染経路・・・	4
2	飛沫感染の概要・・・	4
3	接触感染の概要・・・	4
第 6	新型インフルエンザによる被害の特徴（地震による被害との比較）	4
第 7	パンデミック期に想定される事態・・・	6
第 8	ワクチン等を用いた新型インフルエンザ対策・・・	7
1	プレパンデミックワクチンによる対策・・・	7
2	抗ウイルス薬（ノイラミニダーゼ阻害薬）による対策・・・	7
3	パンデミックワクチンによる対策・・・	7
第 9	新型インフルエンザの警報フェーズと発生段階・・・	7
1	新型インフルエンザの警報フェーズ・・・	7
2	フェーズ分類と発生段階との対応・・・	8

第 2 章 総論

第 1	本マニュアル作成の背景・・・	1 0
第 2	本マニュアルの目的・・・	1 0
第 3	本マニュアルの位置づけと体系・・・	1 0
第 4	本マニュアルの基本構成・・・	1 1
第 5	本市における流行規模の想定（リスクアセスメント）・・・	1 2
第 6	新型インフルエンザ発生状況と本市対策例との関連・・・	1 3
第 7	国及び県、関係機関との連携・協力等・・・	1 3
1	国及び県、関係機関との連携・協力・・・	1 3
2	国の動向・・・	1 4
3	県の動向・・・	1 5

第3章 新型インフルエンザ対策の目標と基本方針等

第1	新型インフルエンザ対策の目標	16
第2	新型インフルエンザ対策の基本方針	16
1	国、県、関係機関との連携による一体的な取り組み	16
2	新型インフルエンザの発生状況に応じた医療体制の確立	17
3	国内外の情報収集と疫学調査体制の確立	17
4	市職員の新型インフルエンザに関する知識の習得と 対応訓練の実施	17
5	市民や事業者等への啓発や協力要請の取り組み	17
6	市民等への情報提供の取り組み	17
7	市民生活を維持するための取り組み	17
8	市役所業務の維持対策と感染防止対策の取り組み	18
第3	発生段階別の対応方針	18

第4章 危機管理の組織と体制

第1	新型インフルエンザ対策の責任と役割	19
第2	健康危機管理の職に応じた役割分担	19
1	危機管理監（副市長）	19
2	新型インフルエンザ対策統括責任者（保健福祉局担当の副市長）	19
3	新型インフルエンザ対策責任者（保健福祉局長・総務市民局長）	20
4	新型インフルエンザ対策統括監（医務監）	20
5	局・区危機管理責任者（局・区・室長）	20
第3	新型インフルエンザの発生段階と流行規模に応じた体制	20
1	危機レベルと組織体制の設置基準	20
2	危機レベルと組織体制の決定	20
3	危機レベルに応じた組織体制	21
4	新型インフルエンザ対策会議等の開催	21
第4	対策準備本部の設置と運用	21
1	対策準備本部の設置	21
2	対策準備本部の構成と運用	22
3	検討会議の組織及び運営	22
第5	対策本部の設置と運用	23
1	対策本部の設置	23
2	対策本部の構成と運用	23
3	対策本部の組織及び運営	23
4	職員の動員・配備	25
5	対策会議の役割	25
第6	各局・区・室の役割と責任	26
	用語の定義	

第1章 新型インフルエンザの概要

第1 新型インフルエンザに関する共通の知識と認識を持つために

新型インフルエンザに関する情報については、新聞やテレビ等により繰り返し大きく報道されており、インターネットにおいても様々な情報が紹介されている。

しかし、これらの情報の中には、見解や内容が異なったり、必要以上に恐怖感をあおるものなども見られ、現状においては国などの公的機関から出されている情報が正しく提供され、周知されているとは言い難いものがある。

このような状況から、新型インフルエンザ対策に関わる本市職員が共通の知識を持つため、まずは本章において国などの公的機関の情報を基に、新型インフルエンザの概要を示すものとする。

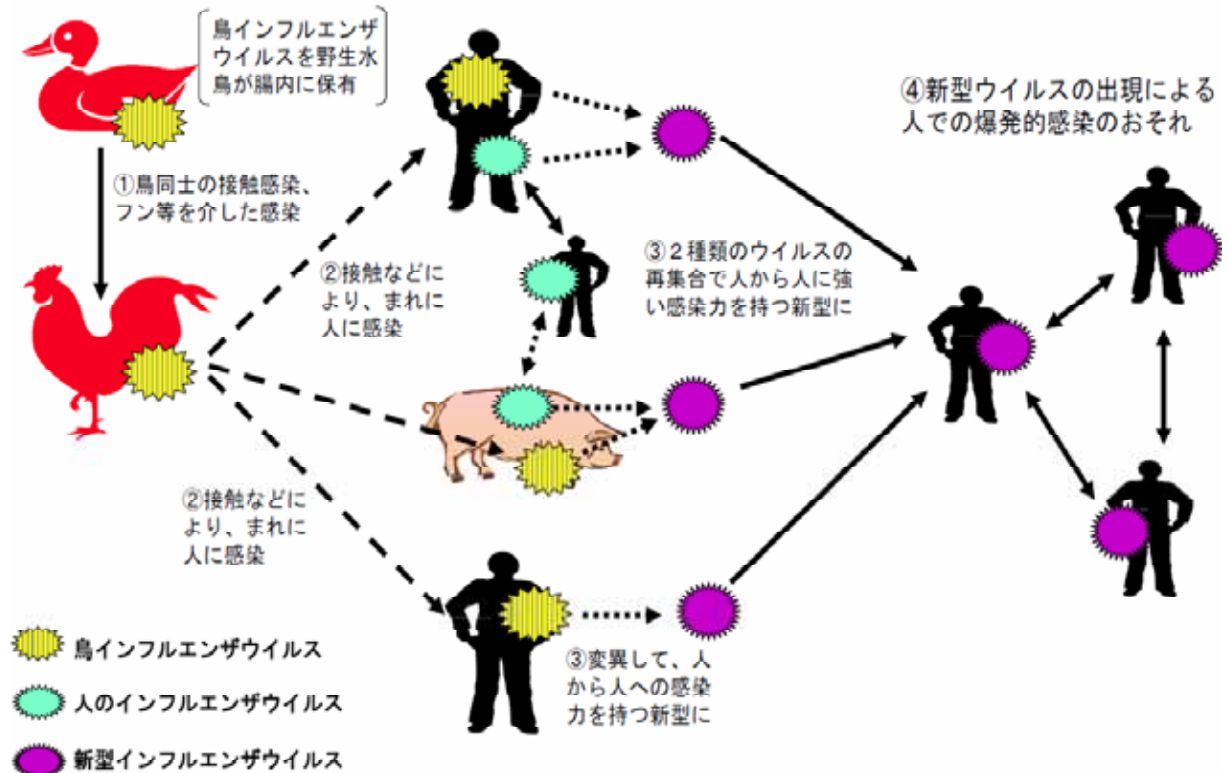
第2 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、遺伝子の変異によって、ヒトの体内で増えることができるようになり、さらにヒトからヒトへと効率よく感染するようになったものである。このウイルスがヒトに感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

また、新型インフルエンザウイルスは、人間界にとっては未知のウイルスで、ヒトは免疫を持っていないため、容易にヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。

なお、鳥インフルエンザウイルスにも様々な種類があるが、現在、最もこの新型インフルエンザに変異しそうなウイルスとして取り上げられているのは、H5N1と呼ばれる型の鳥インフルエンザウイルスである。しかしながら、近年H7N7と呼ばれる型も流行の可能性が示唆されており、どの型が流行するかは明らかではない。

鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



第3 通常のインフルエンザと新型インフルエンザの違い

普通の風邪の症状は、のどの痛み、鼻汁、くしゃみや咳(せき)などが中心で、全身症状はあまり見られない。発熱もインフルエンザほど高くなく、重症化することはほとんどない。

一方、毎年冬を中心に流行する通常のインフルエンザの場合は38以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が強く、あわせて普通の風邪と同様の、のどの痛み、鼻汁などの症状も見られる。さらに、気管支炎、肺炎、小児では中耳炎、脳症などを併発し、重症化することがあるのもインフルエンザの特徴である。

この通常のインフルエンザと新型インフルエンザの違いについて、現段階で想定される違いを次表に示すものとする。

通常のインフルエンザと新型インフルエンザとの違い

項目	通常のインフルエンザ	新型インフルエンザ
発病	急激	急激
症状 (典型例)	38以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等	未確定
潜伏期間	2～5日	未確定
感染性	あり(かぜより強い)	強い
発生状況	流行性	大流行性/パンデミック
流行の特徴	冬季に発生、流行	いつでも発生、流行する可能性 2つ以上の流行の波があり、第2波の流行は、最初の流行から3ヶ月～9ヶ月
罹患者の死亡率	0.1%以下	未確定 アジアインフルエンザ：0.5% スペインインフルエンザ：2%
死亡者の特徴	高齢者と幼児に多い	若年者の死亡者が増加する可能性

第4 過去に流行した新型インフルエンザの状況

過去に流行した新型インフルエンザの一つとしてスペインインフルエンザ(1918年～1919年)がある。世界では人口の25～30%が罹患し、4,000万人が死亡したと推計されている。当時の記録から、大流行が起こると多くの人々が感染し、医療機関は患者であふれ、国民生活や社会機能の維持に必要な人材の確保が困難になるなど、様々な問題が生じることが考えられている。

スペインインフルエンザでは、世界中に流行の波が到達するまで6～9ヶ月の期間であったと伝えられているが、現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、航空機などの交通機関の発達などから、世界のどこで発生しても、より短期間にまん延すると考えられる。スペインインフルエンザにおいては3回の流行の波があったが、同様に新型インフルエンザにも流行の波があり、1つの波が2ヶ月程度続くと考えられている。

このため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。

第5 インフルエンザウイルスの感染経路

1 主な感染経路

毎年冬を中心に流行する通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられており、現段階では、新型インフルエンザが発生していないため、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染の2つが主な感染経路と推測されている。

また、ウイルスは細菌とは異なり、粘膜・結膜などを通じて生体内に入ることによって細胞の中でのみ増殖することができるため、環境中(机、ドアノブ、スイッチなど)では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

2 飛沫感染の概要

飛沫とは、咳やくしゃみにより口や鼻から飛び出す水滴である。ウイルス自体は小さいため、自分では遠くに飛ぶことはできないが、ある程度の重さのある飛沫に含まれて外に出る。

飛沫感染は、感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む5ミクロン以上の飛沫が浮遊し、これを他の人が鼻や口から吸い込み、粘膜に接触することによって感染する経路である。飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。通常のインフルエンザウイルスは飛沫感染することから、新型インフルエンザウイルスの場合も、飛沫感染すると考えられている。

3 接触感染の概要

接触感染とは、ウイルスと粘膜等の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触によって感染する経路である。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水等に含まれたウイルスが付着した手で環境中(机、ドアノブ、スイッチなど)を触れた後に、その部位を別のヒトが触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

第6 新型インフルエンザによる被害の特徴(地震による被害との比較)

新型インフルエンザ発生により想定される被害対象や影響範囲等について、過去に我々が経験した大規模な災害である地震被害と比較すると、その概要は次表のとおりである。

項目	地震	新型インフルエンザ
被害対象	<u>建築物、施設・設備、社会的インフラ等への被害が発生し、これに伴い人的被害が発生する。</u>	多数の <u>人的（健康）被害が発生する。</u>
被害状況	骨折、挫創等の外傷が多く、 <u>外科的処置が必要となる。</u>	発熱、咳等の症状で <u>内科的処置が必要となる。</u>
影響範囲	被害は <u>地域的又は局地的</u> である。 代替施設での操業や取引事業者間の <u>補完が可能</u> である。	健康被害は <u>世界的規模</u> である。 代替施設での操業や取引事業者間の <u>補完が困難</u> となる。
期間	震度や過去の事例等から、ある程度の被害予測が可能である。 地震発生から、救出・救急、消火活動等の人命救助は、 <u>約1週間程度</u> である。	事例がないことから、 <u>影響予測が困難</u> である。 被害（感染者発生）は、 <u>長期化する</u> と考えられる。 1つの流行期間は2ヶ月程度続くと考えられる。
発生状況	兆候がなく <u>突然発生</u> する。	海外で発生した場合、国内発生までの間、 <u>ある程度の準備が可能</u> である。 海外で感染した者が、飛行機による移動等により、国内で突然発生する可能性もある。
被害制御	被害は、耐震化や緊急地震速報等により、 <u>ある程度の被害防止は可能</u> であるが、全てを制御することは不可能である。	被害の量は、 <u>感染予防策により左右</u> され、自治体間で差が現れる可能性がある。
事業への影響	<u>施設等を復旧すると、事業の回復が期待できる。</u>	従業員の多くが長期欠勤により、 <u>長期間の操業停止の可能性</u> がある。 集客施設では、長期間で利用者が減少し、業績悪化が懸念される。

<p>企業における 事業継続方針</p>	<p>できる限り施設等を耐震化して維持し、従業員の安全を守ることにより、事業の継続・早期復旧を図る。</p>	<p>従業員の感染危険、事業者の社会的責任、経営面を勘案し、事業継続の判断が求められる。</p>
--------------------------	--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

第7 パンデミック期に想定される事態

新型インフルエンザのパンデミック期における想定事態とその社会的影響は、次表のとおりであり、多くの市民に健康被害を与えるとともに、市民生活や社会活動、医療活動等に大きな影響を及ぼすものと想定される。

項目	想定される事態	想定される社会的な影響
感染者数	国民の約25%が感染する可能性	入院患者のための病床が不足する可能性がある。
流行期間	流行は冬季とは限らず、2ヶ月程度の流行が2～3回程度発生する可能性がある。	2～3回程度の発生に応じた被害が発生する。
保健医療	休診医療機関の増加	受診医療機関が限定される可能性がある。
	救急車の要請が増加	救急車を要請しても遅延する可能性がある。
市民生活 ・ 社会活動	事業所従業員の約40%が欠勤 米国職業安全管理局のガイダンスにより、感染流行のピーク時の欠勤率を40%としている。	事業、生産、流通活動が低下又は停止する可能性がある。
	スーパー、コンビニ等の商品不足	生活必需品、食品の不足、買占め等が発生する可能性がある。
	生鮮食品の流通中止	生鮮食品の不足する可能性がある。
	外食産業、給食業者等の営業中止	外食の給食・弁当等の遅延、不配が発生する可能性がある。
	公共交通機関の運行制限	市民の移動が制限される可能性がある。
日常生活	学校、保育所等が休校・休園	幼児、児童等がいる家庭は、子供の看病や世話のために親が欠勤する可能性が高くなる。

	映画館等の娯楽施設の営業自粛	自宅で待機する人が多くなる。
	図書館・市民センター等の閉鎖	

第8 ワクチン等を用いた新型インフルエンザ対策

国では新型インフルエンザ対策の一つとして、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬を用いた対策を行っている。

なお、ワクチンには、新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるパンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。

1 プレパンデミックワクチンによる対策

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが大流行を起こす以前に、トリ・ヒト感染の患者又は鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチンである。国は現在流行している鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に対するワクチンをプレパンデミックワクチンとして製造・備蓄している。

2 抗ウイルス薬（ノイラミニダーゼ阻害薬）による対策

新型インフルエンザの治療薬としては、毎年流行する通常のインフルエンザの治療に用いられている抗ウイルス薬（ノイラミニダーゼ阻害薬）が有効であると考えられている。ノイラミニダーゼ阻害薬には、経口内服薬のリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）と経口吸入薬のザナミビル水和物（商品名：リレンザ）があり、国や県での備蓄を行っている。

3 パンデミックワクチンによる対策

パンデミックワクチンとは、ヒト・ヒト感染を引き起こしているウイルスを基に製造されるワクチンであり、国では国民全員分を製造する計画である。発症予防や重症化防止の効果があると考えられているが、実際に新型インフルエンザが発生しなければ製造できないため、現時点では、国で新型インフルエンザ発生後、より短期間で製造するための研究開発に取り組んでいる。

第9 新型インフルエンザの警報フェーズと発生段階

1 新型インフルエンザの警報フェーズ

WHO（世界保健機関）は、新型インフルエンザの警報フェーズを次表のとおり6つのフェーズに分け、それぞれのフェーズを、A：国内非発生（海外発生）、B：国内発生

の2つの発生状況に分類しており、一般的にフェーズ1～3を「鳥インフルエンザ」、フェーズ4以降を「新型インフルエンザ」としている。

なお、現在(平成20年12月)のフェーズは3Aである。

新型インフルエンザの警報フェーズ

WHO フェーズ	発生 状況	区 分	定 義
1		前パンデミック期	鳥インフルエンザの発生 ・ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを検出
			鳥インフルエンザの人への感染リスクが高い ・ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスを検出
2	A	パンデミックアラート期	鳥インフルエンザが人へ感染 ・ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない
	B		
3	A	パンデミックアラート期	人から人への小規模感染 ・ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている
	B		
4	A	パンデミックアラート期	人から人への中規模感染発生 ・ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクがより大きな感染集団がみられる
	B		
5	A	パンデミック期	人から人への大規模感染発生(パンデミック) ・パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している
	B		
6	A	パンデミック期	回復期 ・パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復している
	B		
-	-	後パンデミック期	

2 フェーズ分類と発生段階との対応

国から公表された「新型インフルエンザ対策行動計画(案)(以下「国の行動計画」という。)」では、WHOが定めたフェーズを参考とし、我が国の実情に応じた戦略を検討するため、次表のとおり発生前から小康状態に至るまでを5つの段階に分類し、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。これを比較したものが下表である。

この5つの段階は、国における新型インフルエンザに関する戦略の転換点を定めたものであり、国が判断して公表するものである。

このため、今後、国内の新型インフルエンザ対策においては、この5段階の発生段階表により、進められることになるものと考えられるため、本市においても、この発生段階を用いるものとする。

また、都道府県においては、その状況に応じて対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、第三段階を3つの時期に小分類し、その移行については国と協議の上で判断するものとしている。

フェーズ分類と発生段階の対応表

後パンデミック期 フェーズ	第四段階 発生段階	小 康 期 期 別	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
	段 階	期 別	状 態
3 B 以前	前 段 階	未 発 生 期	新型インフルエンザが発生していない状態
4A・5A・6A	第一段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
4 B	第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態
5 B・6 B	第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
	各 都 道 府 県 の 判 断	感染拡大期	入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
		まん延期	入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
回復期		ピークを超えたと判断できる状態	

第2章 総論

第1 本マニュアル作成の背景

現在、東南アジアや中国を中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、これらの地域では、鳥インフルエンザウイルスがヒトへ感染し、感染者が高い割合で死亡していることが報告されている。

また、ロシアやヨーロッパ、韓国等においても鳥インフルエンザがヒトに感染する例が発生しており、世界的に広がりを見せている。

このため、鳥インフルエンザウイルスが変異して、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザウイルスが発生する危険性が、これまでになく高まっている。

人類は、この新型インフルエンザウイルスに対する免疫を持っていないため、新型インフルエンザウイルスが、ヒトの集団に急速かつ広範に広がり、世界的流行を呈する状態(パンデミック)となり、大きな健康被害をもたらし、社会機能にも大きな影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザが発生して流行が拡大し、世界的な流行に至る前の過程では、新型インフルエンザの流行をできるだけ封じ込むことが重要であり、また、流行した場合には、感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破綻に至らせないような対策をとることが重要である。

第2 本マニュアルの目的

このマニュアルは、新型インフルエンザの発生に備えた事前対策や、本市が行うべき感染拡大防止対策、健康被害を最小限にとどめる対策について定めるとともに、社会機能を維持し、市民への正しい情報の提供を行うなどの迅速な対応を図り、もって市民の健康保持、社会生活の維持と安定を図ることを目的とする。

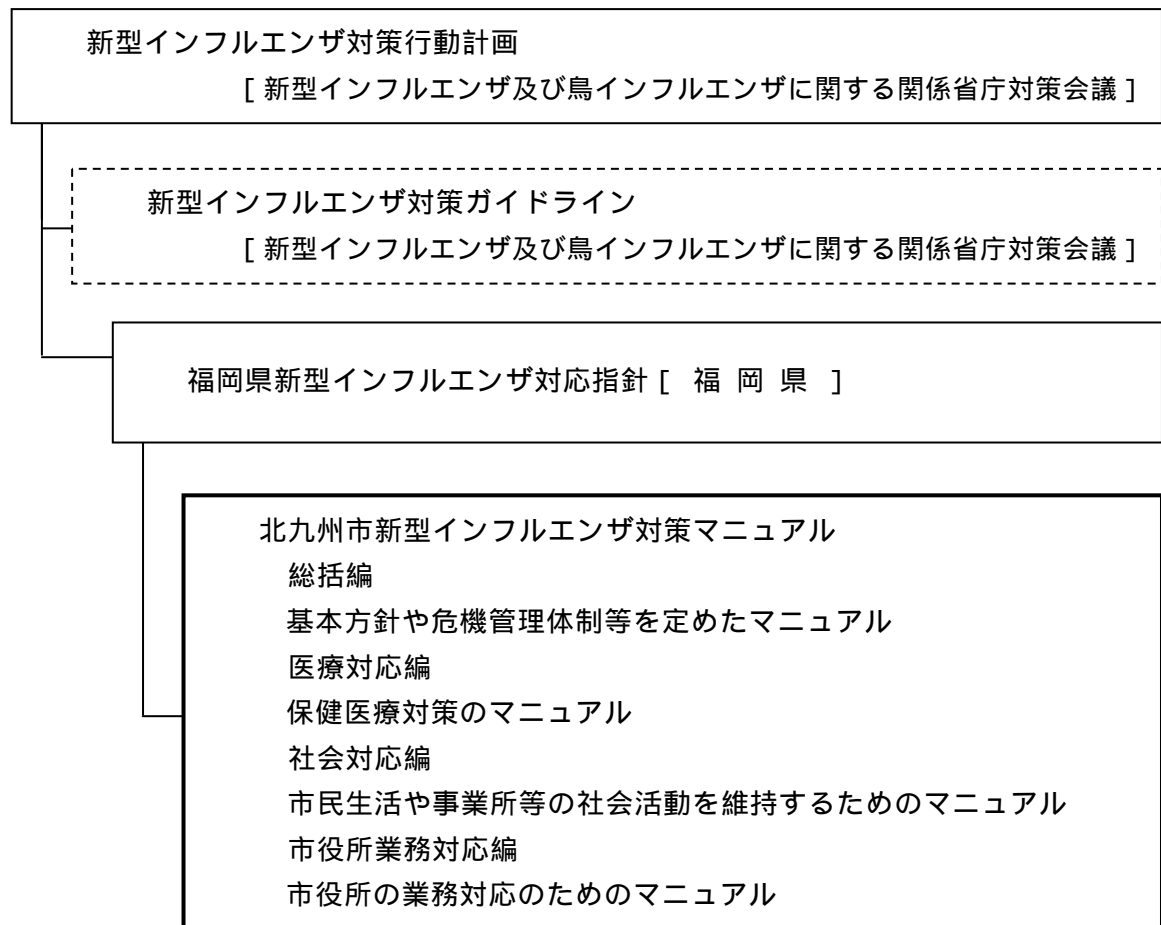
第3 本マニュアルの位置づけと体系

このマニュアルは、「国の行動計画」、「新型インフルエンザ対策ガイドライン(以下「国のガイドライン」という。)」及び「福岡県新型インフルエンザ対応指針(以下「県の対

応指針」という。)」、並びに本市の「健康危機管理計画」を踏まえて策定するものとする。

また、これらの計画等は、新型インフルエンザ対策の進捗、新たな科学的知見等に応じて改定されるとともに、今後も新たな計画等が策定されることが想定されるため、このマニュアルは、これらの状況に応じて適宜改定するものとする。

本マニュアルの体系



第4 本マニュアルの基本構成

このマニュアルは、新型インフルエンザ対策の基本方針や危機管理体制等を定めた総括編、保健医療対策を定めた医療対応編、市民生活や事業所等の社会活動を維持するための対策を定めた社会対応編、市役所の業務対応のための対策を定めた市役所業務対応編の4つの編により構成する。

構成する編	対策の概要
総括編	新型インフルエンザ対策の基本方針や危機管理体制等 ・対応方針、危機レベル、危機管理体制、対策本部組織等
医療対応編	保健医療対策 ・情報収集体制、情報提供、相談窓口体制等 ・新型インフルエンザの発生状況に応じた医療体制等
社会対応編	市民生活や事業所等の社会活動を維持するための対策 ・個人・家庭、学校、事業所・職場に対する情報提供・啓発事項 ・新型インフルエンザが発生したときの家庭や事業所等に対する要請事項等 ・市民への広報・周知や地域の要援護者の支援体制等
市役所業務対応編	市役所の業務対応のための対策 ・継続する業務と段階的に縮小又は停止する業務の指定 ・新型インフルエンザの発生段階、流行規模に応じて業務を縮小又は停止する際の基準 ・業務を継続する組織の人員体制、物資補給体制、職員の健康管理体制等

第5 本市における流行規模の想定（リスクアセスメント）

「国の行動計画」における流行規模の想定によると、我が国の全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合に医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人（中間値約1,700万人）と推計されている。

この推計の上限値である2,500万人を基に、過去に世界で起こったパンデミックであるアジアインフルエンザ（中程度・致死率：0.53%）として推計した場合、入院患者数は約53万人、死亡者は約17万人であり、スペインインフルエンザ（重度・致死率：2%）として推計した場合は、入院患者数は約200万人、死亡者は約64万人とされている。

また、新型インフルエンザの流行の波は複数回あると考えられており、1つの波の流行期間は2ヶ月程度続くと考えられている。

(表は中等度の場合を想定)

区 分		全 国	福岡県	本 市
医療機関 受診患者数		約 1,740 万人 (最小約 1,345 万人～ 最大約 2,525 万人)	約 69 万人 (最小約 53 万人～ 最大約 100 万人)	約 136,000 人 (最小約 106,000 人～ 最大約 197,000 人)
内 訳	外来患者数	約 1,690 万人 (最小約 1,321 万人～ 最大約 2,455 万人)	約 67 万人 (最小約 52 万人～ 最大約 97 万人)	約 131,000 人 (最小約 103,000 人～ 最大約 192,000 人)
	入院患者数	約 43 万人 (最小約 17 万人～ 最大約 53 万人)	約 17,000 人 (最小約 7,000 人～ 最大約 21,000 人)	約 3,500 人 (最小約 1,500 人～ 最大約 4,400 人)
	死亡者数	約 11 万人 (最小約 7 万人～ 最大約 17 万人)	約 4,000 人 (最小約 3,000 人～ 最大約 7,000 人)	約 900 人 (最小約 600 人～ 最大約 1,400 人)

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計(CDCモデル)

第6 新型インフルエンザ発生状況と本市対策例との関連

新型インフルエンザが発生したときに、その発生段階に応じて迅速に対策を実施した場合とそうでない場合は、被害の量に差が現れる可能性がある。本市では、患者発生のピークを低く(患者数を少なく)、またピークを遅くすることを目的に対策を実施する。(付属資料1)

第7 国及び県、関係機関との連携・協力等

1 国及び県、関係機関との連携・協力

新型インフルエンザ対策の推進にあたっては、国・県や各地方自治体、各関係機関・団体等と連携した取り組みが重要となる。

このため、次のとおり「国の行動計画」に定めた役割分担を踏まえ、関係機関等と連携・協力した取り組みを行うものとする。

(1) 国

国は、新型インフルエンザの発生に備え、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じて、一体となった取り組みを総合的に推進する。各省庁では「国の行動計画」や「国のガイドライン」を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定する。新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、政府一体となった対策を講じるとともに、各省庁においてもそれぞれ対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。

また、新型インフルエンザ対策本部は、「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会」を設置し、医学・公衆衛生の専門的見地からの意見を聞いて対策を進める。

(2) 都道府県

都道府県については、「国の行動計画」、「国のガイドライン」を踏まえ、医療の確保等に関し、それぞれの地域の実情に応じた計画を作成するなど新型インフルエンザの発生に備えた準備を急ぐとともに、新型インフルエンザの発生時には、対策本部等を開催し、対策を強力に推進することが期待される。

(3) 市町村

市町村については、住民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、住民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的弱者への対策や医療対策を行うことが期待される。

(4) 社会機能の維持に関わる事業者

医療関係者、公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を積極的に行うことが期待される。

(5) 一般事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、不要不急の事業を縮小することが望まれる。特に興行施設等不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。

(6) 国民

国民は、国や自治体による広報や報道に関心を持ち、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、食料品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

2 国の動向

国においては、平成17年12月に「行動計画」、平成19年3月に「ガイドライン(フェーズ4以降)」を策定した。その後、科学的知見の蓄積を踏まえ、部分的な改訂を行い、現在、大幅な見直しを行っている。

なお、平成20年4月、厚生労働省に新型インフルエンザ対策推進室を設置するとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「検疫法」を改正し、新型インフルエンザ対策の強化を図っている。

3 県の動向

「国の行動計画」等の策定を受け、福岡県においては、平成17年12月に「県の対応指針」を作成し、県民、行政、医療機関等に必要となる事前準備、発生後の適切な行動及び対応について定めているが、国の改定を受け県も改定に取り組んでいる。

また、現在は国の動向を踏まえ、新たに「福岡県新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」を作成中である。

第3章 新型インフルエンザ対策の目標と基本方針等

第1 新型インフルエンザ対策の目標

新型インフルエンザの発生する時期を予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとされている。

一方、ひとたび新型インフルエンザが発生した場合、現代社会においては、人的・物的交流の拡大と移動手段の高速化により、瞬く間に世界的に流行が広まることが危惧されている状況である。このような状況において、仮に何も対策を講じなかった場合、感染は拡大し、医療サービス・社会機能の破綻を伴うような甚大な被害が生じる可能性が指摘されている。

このため、本市における新型インフルエンザ対策は、これを単なる感染症対策として捉えるのではなく、全市的な危機管理として位置づけ、「国の行動計画」を踏まえ、次の3項目を目標とする。

第1の目標	新型インフルエンザの発生に備え、情報の収集及び広報に努めるとともに、発生時に必要となる医療体制等の整備を進める。
第2の目標	感染者が発生した際は、適切な医療を提供するとともに、感染拡大防止とまん延防止を図り、健康被害を最小限にとどめる。
第3の目標	社会生活や経済活動を破綻に至らせないよう、社会機能の維持を図る。

第2 新型インフルエンザ対策の基本方針

新型インフルエンザ対策に関する本市の基本的な対応方針について、「国の行動計画」を踏まえ、次のとおり8つの項目を定める。

1 国、県、関係機関との連携による一体的な取り組み

新型インフルエンザが発生した場合に混乱することなく迅速な対策を実施するために、国及び県、関係機関との緊密な連携を図った一体的な取り組みを行う必要がある。

そこで、本市においても、新型インフルエンザの発生段階・流行規模に応じ、保健医療対策や市民生活を維持するための対策、市役所の業務対応の対策についてマニュアルを定め、各局・区・室が情報を共有し相互に協力して取り組む体制を整備する。

2 新型インフルエンザの発生状況に応じた医療体制の確立

新型インフルエンザに感染した疑いのある者から相談に応じる相談窓口を設置し、新型インフルエンザの発生段階・流行規模に応じた医療を提供できるよう医療機関と協力体制を確立する。また、感染が疑われる者とそれ以外の患者との接触を避けることや、医療従事者の健康管理、感染者と接触する医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与やワクチン接種等による院内感染対策を実施し、二次感染防止を行う。

3 国内外の情報収集と疫学調査体制の確立

国及び県と連携した国内外の情報収集体制を確立し、市民に対して迅速に情報提供するとともに、市内における新型インフルエンザ発生時においては、その全体像を速やかに把握し、ヒトへの感染例の早期発見と迅速な治療開始等による感染拡大の防止を図るため、疫学調査体制を確立する。

4 市職員の新型インフルエンザに関する知識の習得と対応訓練の実施

市職員による新型インフルエンザ対策の実施や市役所の業務を継続するためには、まずは市職員自らが新型インフルエンザに関する知識を習得し、個人・家庭や職場において感染防止対策を行うとともに、事前の取り組みや業務継続のための実践的な訓練や研修を行う。

5 市民や事業所等への啓発や協力要請の取り組み

市民に対しては、個人・家庭や学校・事業所でのうがい、手洗い、マスク着用等の感染防止対策や、市民生活を維持するための最低限の備蓄品等に関して啓発を行うとともに、事業所に対する従業員への感染予防対策や業務継続のために示された「国のガイドライン」を周知する。また、発生段階・流行規模に応じて、感染拡大防止対策のために必要となる集会やイベントの中止、外国への渡航制限等に関して、国や県から出される勧告・通知等に基づき市民や事業所等に対して自粛を要請するものとする。

6 市民等への情報提供の取り組み

新型インフルエンザの流行状況に応じ、国内外の発生状況・対応状況等について、国や県を通じて情報を収集した内容や本市の取り組み状況を定期的に市民に対して情報提供するとともに、市内で感染が確認された場合は、適宜医療情報や本市の対応状況、市民・事業所への要請等の情報を発信する。

7 市民生活を維持するための取り組み

新型インフルエンザが発生したときの市民生活を維持するための取り組みは、国や県等と連携して、生活関連物資等の流通の安定、ライフラインの確保等の各種対策に取り組むとともに、事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応に遅れることがないよう情報提供と呼びかけを行う。

特に、社会機能の維持に関わるライフライン事業者等は業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制への移行準備を要請する。

なお、事業継続の有無の判断は事業者によるが、国や県から出される勧告、通知等を十分に留意するよう要請するものとする。

8 市役所業務の維持対策と感染防止対策の取り組み

市役所には、どのような状況においても新型インフルエンザ対策の実施や市民生活維持のために業務を継続する組織、または新型インフルエンザの発生状況に応じて、市民の感染予防やまん延防止対策のために業務を停止しなければならない組織があるため、これらの業務と組織を事前に定めることにより、新型インフルエンザ発生時において混乱を来たすことなく迅速に対応する。また、業務を継続するための職員の健康管理や職場内の感染防止対策、資機材や必要物資の供給計画等を事前に策定する。

第3 発生段階別の対応方針

新型インフルエンザの発生段階に応じて、「国の行動計画」を踏まえ、次表のとおり対応方針を定める。

発生段階		対応方針
段階	期別	
前段階	未発生期	事前の対策と危機管理体制の整備 市民や事業所に対する啓発と取り組みへの支援
第一段階	海外発生期	国内発生に備えた情報収集と情報提供 事前準備の徹底と更なる強化
第二段階	国内発生早期	発生状況等の情報収集と情報提供 サーベイランス体制の強化 疫学調査体制の徹底
第三段階		健康被害を最小限に抑止 医療機能、社会・経済機能の維持
各 都 道 府 断	感染拡大期	・感染拡大の防止、外出自粛の要請、学校等の休業
	まん延期	・入院病床の確保、在宅療養体制の整備
	回復期	・公衆衛生対策の段階的縮小
第四段階	小康期	社会・経済機能の回復 第一波の教訓を踏まえた第二波に対する事前準備

第4章 危機管理の組織と体制

第1 新型インフルエンザ対策の責任と役割

本市における新型インフルエンザ対策の責任と役割は、次表のとおりとする。

役 職	新型インフルエンザ 対 策 の 職	役 割
市 長	危 機 管 理 者	新型インフルエンザ対策の最高責任者
副 市 長	危 機 管 理 監	新型インフルエンザ対策の総合調整
副 市 長 (保健福祉局担当)	新型インフルエンザ 対策統括責任者	新型インフルエンザ対策の統括責任者
保健福祉局長	新型インフルエンザ 対 策 責 任 者	新型インフルエンザ対策のうち、保健医 療対策と社会活動対策の責任者
総務市民局長	同 上	新型インフルエンザ対策のうち、市役所 業務継続対策等の責任者
医 務 監	新型インフルエンザ 対 策 統 括 監	新型インフルエンザ対策のうち、保健医 療対策の技術的な統括
各局・区・室長	局・区危機管理責任者	局・区・室における対策の統括

第2 健康危機管理の職に応じた役割分担

1 危機管理監（副市長）

新型インフルエンザが発生（第一段階・海外発生期以降）したときは、新型インフルエンザ対策の統括責任者を含め、保健医療対策、社会活動対策の責任者、市役所の業務対応責任者、局・区危機管理責任者を統括して、市における新型インフルエンザ対策の総合調整を行う。

2 新型インフルエンザ対策統括責任者（保健福祉局担当の副市長）

新型インフルエンザに関する事前対策の取り組みを統括する。

また、国内で新型インフルエンザが発生した場合は、保健医療対策を統括して、市に

おける新型インフルエンザ対策を行う。

3 新型インフルエンザ対策責任者（保健福祉局長・総務市民局長）

保健福祉局長は保健医療対策と市民生活・事業所等の社会活動を維持するための対策の責任者、総務市民局長は市役所の業務継続対策等の責任者とし、局・区危機管理責任者と連携して新型インフルエンザ対策を行う。

4 新型インフルエンザ対策統括監（医務監）

新型インフルエンザ対策統括監は、新型インフルエンザに関する事前対策の取り組みのうち、保健医療対策の技術面を統括する。

5 局・区危機管理責任者（局・区・室長）

局・区危機管理責任者は、所管する事務に関する新型インフルエンザの事前対策に取り組むとともに、職員の感染防止対策や新型インフルエンザが発生したときの対応を行う。また、所管する事務のうち市民の健康保持、社会生活の維持と安定のため、継続しなければならない業務については、その事前の取り組みや対応を行う。

第3 新型インフルエンザの発生段階と流行規模に応じた体制

1 危機レベルと組織体制の設置基準

「国の行動計画」による対策本部の設置基準を踏まえ、次表のとおり本市における危機レベルと組織体制の設置基準を定める。

発生段階		危機レベル	組織体制
前段階	未発生期	橙 (オレンジ)	新型インフルエンザ 対策準備本部
第一段階以降	海外発生期以降	赤 (レッド)	新型インフルエンザ 対策本部

2 危機レベルと組織体制の決定

(1) 橙（オレンジ）

危機レベル・橙（オレンジ）の決定は、保健福祉局長（新型インフルエンザ対策責

任者)が副市長(危機管理監)に上申し、当該副市長が決定する。

(2) 赤(レッド)

危機レベル・赤(レッド)の決定は、副市長(危機管理監)が市長(危機管理者)に上申し、市長が決定する。

3 危機レベルに応じた組織体制

危機レベルに応じて、次表のとおり新型インフルエンザ対策本部等を設置し、併せて対策会議等を設置する。

危機レベル	組織体制	会議	構成員
橙 (オレンジ)	新型インフルエンザ 対策準備本部	新型インフルエンザ 対策準備本部会議	関係局・区・室 部長職
赤 (レッド)	新型インフルエンザ 対策本部	新型インフルエンザ 対策会議	全ての 局・区・室長

4 新型インフルエンザ対策会議等の開催

(1) 新型インフルエンザ対策準備本部会議

新型インフルエンザ対策準備本部(以下「対策準備本部」という。)を設置したときは、必要に応じて新型インフルエンザ対策準備本部員等で構成する新型インフルエンザ対策準備本部会議を開催し、相互に情報を共有するとともに必要な事項について協議する。

(2) 新型インフルエンザ対策会議

新型インフルエンザ対策本部(以下「対策本部」という。)を設置したときは、局・区・室長(局・区健康危機管理責任者)等で構成する新型インフルエンザ対策会議を開催し、相互に情報を共有するとともに、対応方針等を定める。

第4 対策準備本部の設置と運用

1 対策準備本部の設置

新型インフルエンザの事前対策について、全庁的な組織体制で取り組むために対策準備本部を設置し、新型インフルエンザ発生までの間(前段階・未発生期)新型インフルエンザ事前対策に取り組むものとする。

2 対策準備本部の構成と運用

対策準備本部は、次表のとおり本部長、副本部長、事務局長、事務局次長をもって構成し、構成員として各局・区・室の総務担当部長を置き、その下部組織として医療対応検討会議、社会対応検討会議、業務対応検討会議の3つの検討会議を置く。

組織体制	構成員等
危機レベル	橙（オレンジ）
本部長	副市長（保健福祉局担当）
副本部長	総務市民局長 保健福祉局長 医務監 危機管理担当理事
事務局長	保健医療行政担当理事
事務局次長	総務市民局人事部長 消防局危機管理室長 保健福祉局健康危機管理担当部長
事務局	保健福祉局保健衛生課 消防局危機管理課 総務市民局人事課

3 検討会議の組織及び運営

検討会議	検討内容	事務局
医療対応	保健医療体制及びマニュアルの検討	保健福祉局保健衛生課
社会対応	市民生活や事業所等の社会活動を維持するための対応及びマニュアルの検討	同上
業務対応	市役所の業務継続のための検討及びマニュアルの検討	消防局危機管理課（主） 保健福祉局保健衛生課（副） 総務市民局人事課（副）

第5 対策本部の設置と運用

1 対策本部の設置

海外で新型インフルエンザが発生した場合（第一段階・海外発生期以降）は、対策本部を設置する。

2 対策本部の構成と運用

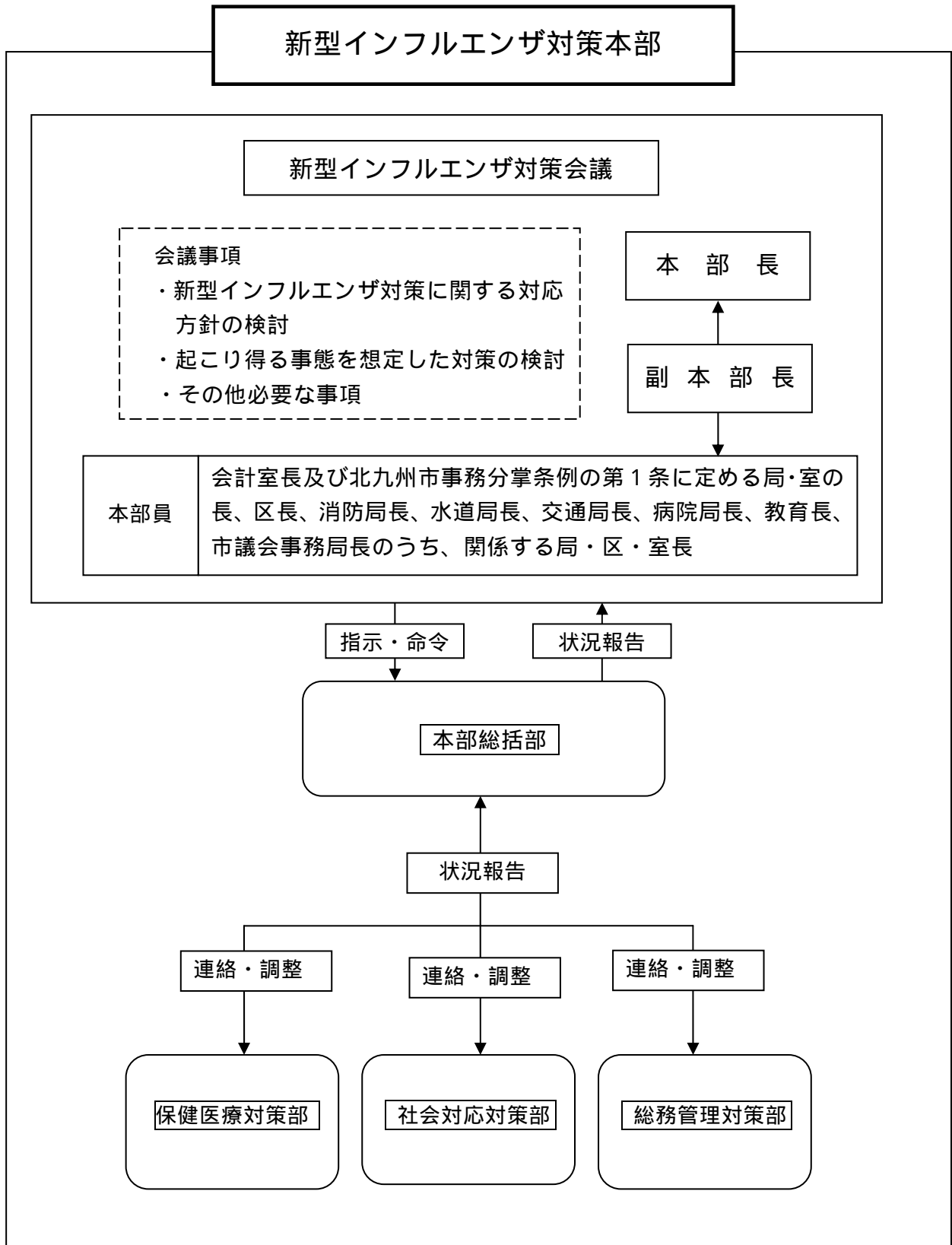
対策本部は、次表のとおり本部長、副本部長、本部員をもって構成し、構成組織として対策部を置き、本部総括部長が対策部を総括する。

組織体制	構成員等
危機レベル	赤（レッド）
本部長	市長
副本部長	副市長（危機管理監） 副市長（保健福祉局担当） 副市長（社会インフラ担当）
本部総括部長	保健福祉局長
本部員	本部長が指名する関係局・区・室長
対策部	各対策に関する課を基本構成とする
本部総括部 （事務局）	保健福祉局保健衛生課 消防局危機管理課

3 対策本部の組織及び運営

（1）対策本部の組織及び運営の概要

次図のとおりとする。



4 職員の動員・配備

危機レベルが決定され、対策本部が設置されたときは、この本部に組織された各局・区・室長（局・区危機管理責任者）は、あらかじめ作成した動員計画に基づいて所定の職員を動員し配備する。

5 対策会議の役割

本部長は、対策本部の設置時において必要と認める場合は、新型インフルエンザ対策会議を召集する。

（１）構成

本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。ただし、新型インフルエンザの種類、規模・態様等によって、本部長は関係する市職員を召集し、及び市職員以外の関係者等を招へいして会議を組織する。

（２）会議事項

会議の事項は、次のとおりとする。

初動対応の状況や被害情報等の報告

収集した情報による新型インフルエンザ発生の分析状況の報告

専門機関や専門家の意見聴取

初動対応の支援対策

起こり得る事態を想定した対策の検討

各部が実施する対策の調整

国・県、関係機関との連絡体制の確認

市民への情報提供

報道機関の対応調整

その他本部長が必要と認める事項

第6 各局・区・室の役割と責任

付属資料2のとおりとする。

用語の定義

次の基礎的用語は、「国の行動計画」により定義されており、本マニュアルにおいても同義として用いるものとする。

1 新型インフルエンザ

過去数十年間にヒトが経験したことがないH A又はN A亜型（ウイルスの表面にある赤血球凝集素H AとノイラミニダーゼN Aという、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより分類されるサブタイプ）のウイルスが、ヒトの間で効率的で持続的なヒト - ヒト感染により伝播してインフルエンザの流行を起こした時にこの言葉を用いる。

2 鳥インフルエンザ

一般的に、水禽（水鳥）を中心とした鳥類が保有し、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のことを指す。このうち感染した鳥が死亡したりするなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と呼ぶ。近年トリからヒトへ、インフルエンザウイルス(H5N1)の感染事例が認められるが、これは病鳥と近距離で接触した場合又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

3 パンデミック

感染症の世界的大流行。特にインフルエンザのパンデミックは、近年これがヒトの世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

4 フェーズ

世界保健機関（WHO）のパンデミックフェーズの定義に準じた分類。感染の場所により6つのフェーズに分類し、さらに国内で発生していない場合（国内非発生）を「A」、国内で発生した場合（国内発生）を「B」に分けている。

なお、現在（平成20年12月）のフェーズは、フェーズ3A（ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にはなく、ヒト - ヒト感染による感染の拡大はみられない。国内非発生。）である。

5 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づき、定時的な感染症の発生状況（患者及び病原体）や、その状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

6 積極的疫学調査

感染症法第15条に基づき、保健所等が感染症対策を目的として直接実施する疫学調査を指す。

7 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。商品名としてタミフル、リレンザ等がある。

8 プレパンデミックワクチン

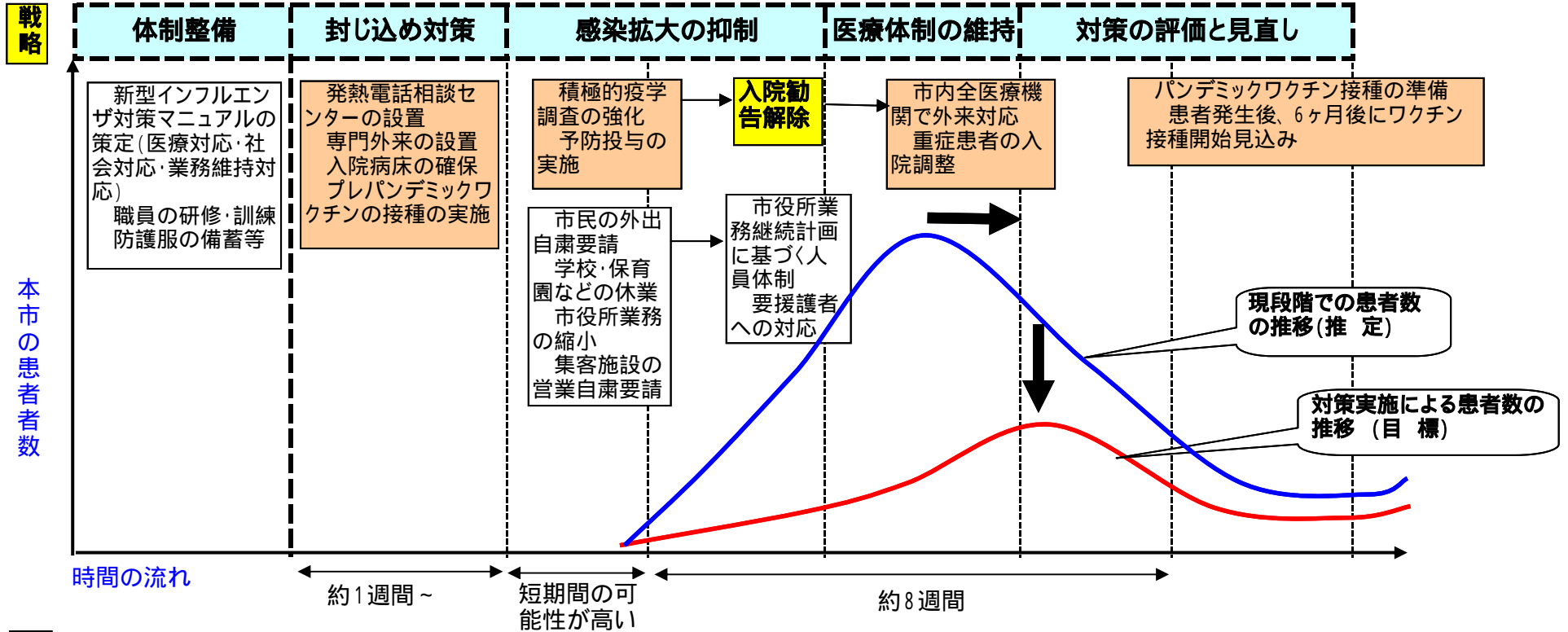
新型インフルエンザウイルスがパンデミックを起こす以前に、鳥 - ヒト感染の患者又は鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

9 パンデミックワクチン

パンデミックが実際に発生した際に、ヒト - ヒト感染を起こしているウイルス株から作成されるワクチン。

新型インフルエンザ発生状況と本市対策例との関連図

医療対応
 社会対応



発生段階	[前段階] 未発生期	[第一段階] 海外発生期	[第二段階] 国内発生早期	[第三段階]			[第四段階] 小康期	再燃期
				感染拡大期	まん延期	回復期		

体制	新型インフルエンザ対策準備本部 (本部長; 副市長)	新型インフルエンザ対策本部 (本部長; 市長 副本部長; 副市長)
-----------	-------------------------------	--------------------------------------

各局・区・室の役割と責任

部局名	主な対応項目
各局区室 共通事項	各局・区・室の業務継続及び停止（閉鎖）に関すること 各局・区・室の業務対応マニュアルの作成に関すること イベント等の開催の検討 所管施設の休館・閉鎖等の検討 所管する市有施設の感染予防、まん延防止に関すること 外郭団体、関係団体に対する感染予防、まん延防止の指導に関すること 国、県及び近隣市町村並びに関係事業所等から新型インフルエンザに関する情報 収集、連絡調整に関すること 流行地域又はその周辺地域と関係する事業の把握及び検討 所管する業務のうち、新型インフルエンザ対策に関すること
会計室	会計機能の確保に関すること
秘書室	市長、副市長との連絡調整に関すること
広報室	広報の統括に関すること 報道機関との連絡調整に関すること 報道機関への感染予防、まん延防止の措置の報道要請に関すること 市民の外出自粛の要請に関すること
契約室	契約機能の確保に関すること
技術管理室	建設業協会等との連絡調整に関すること
企画文化局	国際交流事業の取扱いに関すること スポーツ・文化事業（イベント）の自粛の要請に関すること 外国人を対象とした、多言語による情報提供に関すること 国会、各省庁その他関係機関との連絡調整に関すること 在外公館、姉妹都市など海外都市との連絡調整に関すること 外国人の支援調整に関すること
総務市民局	新型インフルエンザ対策本部に関すること 新型インフルエンザ対策（連絡）会議の運営に関すること 新型インフルエンザ対策本部要員の動員・配備体制に関すること 国（総務省）、県（総務部）との連絡調整に関すること 自衛隊、海上保安庁、警察との連絡調整に関すること 地域の防犯対策に関すること 市庁舎管理及び車両の運行体制の維持管理に関すること 職場の安全衛生（健康管理を含む）に関すること 公務災害補償に関すること
財政局	新型インフルエンザ対策の財政措置に関すること

保健福祉局	<p> 新型インフルエンザ対策本部に関すること 新型インフルエンザ対策（連絡）会議の運営に関すること 新型インフルエンザ対策本部要員の動員・配備体制に関すること 国（厚生労働省） 県（保健医療介護部）との連絡調整に関すること 新型インフルエンザの医療体制の確保に関すること 新型インフルエンザの予防接種に関すること 新型インフルエンザの情報提供に関すること 新型インフルエンザの感染拡大防止策の啓発に関すること 抗インフルエンザ薬、その他医薬品に関すること 食品の衛生保持に関すること サ-ベイランス体制に関すること 疫学調査に関すること 新型インフルエンザの相談に関すること 救急医療体制に関すること 社会福祉施設等における感染予防、まん延防止に関すること 食品事業者等に対する感染予防策の周知に関すること 市民の外出自粛の要請に関すること 要援護者の状況把握及び支援策の総括に関すること 人権に係る市民啓発に関すること 健康相談窓口の開設に関すること 火葬体制の確保に関すること </p>
子ども家庭局	<p> 児童福祉施設等における感染予防、まん延防止に関すること </p>
環 境 局	<p> 新型インフルエンザ診断のための検査に関すること 廃棄物（し尿を含む）の処理機能（収集及び処理）の確保に関すること 廃棄物（し尿を含む）の収集・処理従事者に対する感染防止に関すること 廃棄物（し尿を含む）収集等委託業者及び収集・処理許可業者への情報提供に関すること </p>
産業経済局	<p> 新型インフルエンザ対策と鳥インフルエンザ対策との連携に関すること 中小企業の経営相談、融資等の検討に関すること 食料供給の総括及び関係機関との連絡に関すること 商工団体、機関との連絡調整に関すること 商工団体、機関との事業継続と事業自粛の要請に関すること 企業や商店に対する事業継続と事業自粛の要請に関すること 勤労者団体等との連絡調整に関すること 水産業団体との連絡調整に関すること 農林業団体との連絡調整に関すること 中央卸売市場の関係団体等との連絡調整に関すること 市内大学との連絡調整に関すること 食品、日用品等小売店舗との連絡調整に関すること </p>

	<p>漂流物等（漁港区域に限る）に関すること 企業活動の維持、復旧のための支援に関すること 渡船運行状況の市民周知に関すること</p>
建設局	<p>道路の機能維持の確保に関すること 下水道の機能維持の確保に関すること 河川、水路及び治水地の機能維持の確保に関すること （財）北九州市都市整備公社との連絡調整に関すること</p>
建築都市局	<p>交通事業者との連絡調整に関すること 福岡北九州高速道路公社との連絡調整に関すること 北九州市道路公社との連絡調整に関すること 北九州市住宅供給公社との連絡調整に関すること</p>
港湾空港局	<p>港湾関係機関との連絡調整に関すること 鉄道関係機関との連絡調整に関すること 漂流物等（漁港区域を除く）の処理に関すること 新型インフルエンザの水際対策に関すること</p>
区役所	<p>積極的疫学調査の支援に関すること 新型インフルエンザの相談に関すること 新型インフルエンザの予防接種の支援に関すること 市民への感染拡大防止策の啓発に関すること 市民への情報提供に関すること 要援護者への支援に関すること 市民の外出自粛の要請に関すること 関係機関との連絡調整に関すること 道路、下水道、河川及び水路の機能維持に関すること</p>
消防局	<p>警防体制の確保に関すること 救急体制の確保に関すること 防災対策に関すること 感染が疑われる者を搬送した際の感染防止対策に関すること 消防団との連絡調整に関すること</p>
水道局	<p>水道関係機関との連絡調整に関すること 水運用計画に関すること 水道施設の機能確保に関すること</p>
交通局	<p>市営バス運行状況の市民周知に関すること</p>
病院局	<p>新型インフルエンザ感染者の医療に関すること</p>
市議会事務局	<p>市議会議員との連絡調整に関すること</p>
教育委員会	<p>市立学校等における感染予防、まん延防止等に関すること 県立高校、私立学校等における感染予防、まん延防止等の支援・要請に関すること 児童・生徒に対する感染予防策の励行に関すること</p>

	<p>新型インフルエンザが疑われる症状がある児童・生徒への受診の指導に関すること</p> <p>保護者等に対する情報提供と感染防止策への協力要請に関すること</p> <p>教育関係施設における感染予防、まん延防止等に関すること</p> <p>市立学校等の保健衛生体制に関すること</p> <p>発生段階と流行規模に応じた学校教育体制に関すること</p> <p>給食の衛生体制に関すること</p>
市選挙管理 委員会事務局	各局区室共通事項に準じる
人事委員会 事務局	各局区室共通事項に準じる
監査事務局	各局区室共通事項に準じる
東・西部農業 委員会事務局	各局区室共通事項に準じる